

地域経済循環創造事業交付金に係る事業募集要領

1 目的

本町において、地域金融機関や大学等との連携のもと、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業の事業化に取り組む民間事業者等に対し、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して本町が支援することにより、地域経済循環の創造を図ることを目的とする。

2 募集する事業の内容

(1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める要綱に基づき、補助金の交付を行うこととする。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本町の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資かつ、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事 監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及

	びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 2,500 万円

イ 融資額が補助金額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合 3,500 万円

ウ 融資額が補助金額の 2 倍以上の額の場合 5,000 万円

(5) 補助対象期間

町の交付決定日から交付決定の属する年度末までの期間

※交付期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大 2 年

3 申請者に係る要件

(1) 法人格を有する民間企業等であって、補助事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。

(2) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。

ア 補助金額確定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること。

イ 補助金額確定のための審査に必要な書類等の提出を、町から求められた場合に应ずること。

ウ 町等の実地検査を受け入れること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体若しくは役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（南伊勢町の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（令和 3 年南伊勢町告示第 9 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。

(5) 町税の滞納がないこと。

- (6) 南伊勢町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (8) 本社又は事業所（工場）が南伊勢町内に所在すること。

4 事業募集期限及び方法

(1) 募集期限

提案申込書の提出期限は事業実施前年度の 9 月末日とする。

(2) 提出書類及び部数

下記書類を 1 セットにして、7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び提出書類の PDF データを提出すること。

ア 地域経済循環創造事業補助金に係る提案申込書（別記様式第 1 号）

イ 総務省が定める地域経済循環事業実施計画書（地域経済循環創造事業交付金交付要綱別記様式第 1 号別紙 1）

ウ 収支計画の具体的な積算内容が分かる資料及び見積書（内訳が分かるもの）の写し

エ 工程表その他の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類

オ 審査に関する書類（別記様式第 2 号）

カ 役員名簿

キ 税情報の確認同意書類又は町税に滞納がないことが確認できる書類

ク 企業の場合にあっては商業登記簿謄本の写し、その他法人及び団体の場合にあっては定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの

ケ 過去 3 期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類）

コ 許可が必要な事業については、それを証明する書類の写し

サ その他町長が必要と認める書類

(3) 提出先 住所：〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057

南伊勢町役場まちづくり推進課

E-mail：machi@town.minamiise.lg.jp

(4) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。なお、提出書類の PDF データは電子メールで送付すること。

5 応募に関する留意点等

- (1) 応募については1者につき1提案のみ受け付ける。
- (2) 虚偽の記載をした提案申込書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は補助事業者を選定するまでの間に、本要領「4 申請者に係る要件」を満たさなくなった者が提出した提案申込書等は、無効とする。
- (4) 提案申込書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。
- (5) 応募に当たっては、実施する事業に関連する町の部局と事前に協議を行い、支援の了承を得ること。
- (6) 募集事業の内容・規模等については、町と事業者の双方で確認の上、変更する場合があること。

6 選考方法

(1) 町における確認

提出された提案申込書等により書面審査及びヒアリングを行い、この募集要領に合致しているかの確認を行う。この確認を通過した提案を、町から国に提出する。

(2) 国における審査

国において、事業内容の審査を行い、採択又は不採択を決定する。

(3) 南伊勢町議会における議決

国が採択した提案について、南伊勢町議会に予算案を提案し、議決を経て、提案者に交付決定を行う。

7 選定

(1) 審査会の設置

本町が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした南伊勢町地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 以下の基準をもって採点を行う。

NO	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。	10
2	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資	15

		源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。	
3	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。	10
4	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。	10
5	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、当町の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・南伊勢町総合計画、その他の町計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。	20
6	事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。	5
7	事業のモデル性	・町内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。 ・町内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。	15
8	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5
9	事業の自立性	・補助金事業の完了後、当町の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
合計			100

イ 会長及び各委員の評価点が上記基準の全ての項目において6割以上となった事業について、本町が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

8 スケジュール

期間	内容
随時	本要領の公表
事業実施前年度	
～9月末日	提出書類の受付期間
10月下旬(予定)	審査会の開催
12月上旬(予定)	選定結果を通知
12月～3月(予定)	本町及び総務省との調整期間
事業実施年度	
4月(予定)	本町から総務省へ交付申請
5月下旬(予定)	交付決定通知
6月(予定)	補助金事業の事業着手
3月中旬(予定)	本町へ補助金事業に係る実績報告

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本町職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

10 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本町との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本町の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

11 その他

- (1) 町からの補助は、国において採択された場合にのみ行うこと。また、補助金額については、国からの採択金額を上限とすること。
- (2) 他の補助金等との併用はできないこと。
- (3) 補助金申請については、企画提案書の金額等を精査した上で、別途手続きを行うこと。
- (4) (国において採択された場合、) 町から交付決定が行われた後でなければ、補助事業

に着手（初期投資に関する着工・購買手続き等）することができないこと。

- (5) 補助事業の完了（初期投資に関する完工、納品等）は、出来る限り交付決定を受けようとする年度の3月中旬までに終わらせること。
- (6) 調達にあたっては、原則として競争入札を行うこと。
- (7) 町から補助事業者への補助金の支払いについては、地域金融機関との融資契約の締結が確実となったことを確認してから行うこと。
- (8) 事業終了後、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出すること。